# 〔記載例〕

### 協議様式第1号

			太	易光発電事業	計画の概要		備考	
1	事業区域	の面積	(全体面積	12,000	m²)			
	土地の現況別	現況	農地	山林	雑種地			
		面 積 (㎡)	3,200	5,700	3,100			
	の面積 (注)	うち、 開発 面積 (㎡)	3,000	3,100	2,500			
# #	② 切 土	切土又は盛土をする土地の面積				6,400	m²	
幺或こ		切土により生じる崖の最大高				2.0	m)	
事業区或こ関する事		盛土により生じる崖の最大高				2.5	m	
打页		切土及び盛土を同時に行う場合に生じる崖の最大高 3.0 m					m	
	3 E-3 4cm	景復	見行政団体名		景観計画名	区域区分	区域区分	
	景観 区分等	和歌山県		和歌山	県景観計画	景観計画区域		
	森林法(昭和 26 年法律第 249 の存在の有無			号)第5条第1項に規定する民有林		民有林 4 有・	<b>4</b> 有 · 無	
			(昭和 36 年記 規制区域の有		第3条第1項	に規定 5 有・	<b>5</b> 有 · 無	
太阳	易電池の出	<b>д</b>	合計	出力	805 kW	(1枚あたり <b>350</b> W	)	
光子 去ノ	業終了後の 絶電設備等 方針及び跡 目計画の方	の撤 地の	パネルを適コ	Eに撤去。その に地所有者に対		の区域は機林、その他の区	<b>区域は整地を</b>	
工事着手予定日 <b>令和 △</b>			令和 △△	△年△△月△△日 工事完了予定日		予定日 令和 □□年	令和 □□年□□月□□	
	その他							

- (注) 1 「現況」の欄は登記地目ではなく、実際の状況にあった地目(現況地目)を記入すること。なお、 事業区域内に法定外公共物が存在する(不動産登記法第14条地図又は地図に準ずる図面に表示されている)ときは、当該法定外公共物の種類及び面積を記入すること。
  - 2 「面積」の欄に記入する面積の合計は全体面積と一致させること。
  - 3 「うち、開発面積」の欄は太陽光発電設備や防災施設、進入路等を設置する区域のほか、木竹の伐 採その他土地の形質変更(切土、盛土、整地等)を行う区域の面積を記入すること。
  - 4 記入する欄が不足するときは、適宜追加すること。

## ① 事業区域の面積

全体面積:事前協議申出書(別記第2号様式)に記入した事業区域の面積、求積図により求め た面積と一致します。

現 況:記入する土地の種類は、登記地目ではなく現況地目を記入してください。 (例外)公図上、事業区域内に法定外公共物が存在する場合は、現地に存在が確認 できない場合であっても、当該法定外公共物について記入してください。

面 積:現況区域ごとの面積を記入し、その合計は全体面積と一致させてください。

開発面積:太陽光発電設備や防災施設、進入路、その他土地を改変する区域の面積を記入して ください。(林地開発許可の残置森林等は含みません。)

進入路等の太陽光発電設備以外の区域も含むため、合計面積は事前協議申出書(別記第2号様式)の設置面積と一致しないことがあります。

#### ② 切十•盛十

造成計画平面図や断面図の内容に合うように記入してください。なお、切土や盛土を行わない (又は崖を作らない)場合、空白にせず「O」又は「一」を記入するようにしてください。

## ③ 景観区分等

和歌山県景観計画を確認の上、記入してください。

ただし、以下の市町村に関しては市町村独自の景観計画があるため、市町村HP等で市町村計画を確認してください。

〔景観計画を定めている市町村〕(R3.3.31 時点) 和歌山市、田辺市、高野町、有田川町

- ④ 森林法に規定する民有林の存在の有無 和歌山県HP等で事業区域内の『地域森林計画対象民有林』の有無を確認してください。
- ⑤ 宅地造成工事規制区域の有無 和歌山県HP等で事業区域内の『宅地造成工事規制区域』の有無を確認してください。
- ⑥ 太陽電池の出力

パネル1枚あたりの出力にパネル枚数を乗じた数値になります。

## ⑦ 跡地利用計画の方針等

発電が終了し、パネル等の発電設備を撤去した後の方針について記入してください。協議開始 時点で利用予定が定まっていない場合であっても現在の方針は示してください。

## ⑧ 工事着手予定日、工事完了予定日

条例手続に要する期間を考慮した上で予定日を設定してください。具体的な予定日を設定できない場合は、「認定後、〇か月以内に着手」や「工事着手後、〇か月で完了」などの表現でもかまいません。